

岩手県告示第510号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、公共測量の実施（平成31年岩手県告示第219号）で公示した公共測量を終了した旨山田町長から次のとおり通知があった。

令和元年12月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施した地域 山田町 国道45号周辺地内
- 2 実施した期間 平成30年12月11日から令和元年11月30日まで
- 3 実施した公共測量の種類 基準点測量、水準測量及び街区確定測量